

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なもの、及び昭和59年度以前に取得したものは原則として再調達原価としております。ただし、道路、河川、及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては備忘価格1円としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

①市場価格がない有価証券等

取得原価をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）

定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

4. 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手

当として支給された額の総額を控除した額を積立持分相当額として控除した額を計上しております。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

⑤投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(3ヶ月以内の短期投資等)を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しております。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しております。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計処理の原則または手続の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との比較可能性をはかるため、開始時において、道路、河川及び水路の敷地については、再調達価格としてきましたが、当時において取得原価が判明するものは取得原価、取得原価が不明なものは備忘価格1円に訂正しております。

2. 表示方法の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」の表示方法に合わせるため、大幅な表示の変更を行っております。

3. 資金収支計算書における資金の範囲の変更

総務省「新地方公会計の推進に関する研究会」報告の「新統一的な基準」との適合をはかるため、資金の範囲に歳計外現金を追加しております。

この変更による資金収支計算書の「本年度末現金預金残高」に与えている影響は次の通りです。

当期末資金残高の増加 361,556,678 円

III. 重要な後発事象

特に該当なし

IV. 重要な偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

金融機関からの借り入れ等に対して次のとおり保証を行っております。

団体名称	総額	(うち確定債務額)	(うち未確定債務額)	未確定債務額のうち引当金計上額
茨城県信用保証協会	957,639 千円	— 千円	957,639 千円	5,054 千円
合計	957,639 千円	— 千円	957,639 千円	5,054 千円

V. 追加情報

1. 一般会計等の対象範囲（対象とする会計）

一般会計、市営分譲住宅特別会計

2. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（平成 28 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

4. 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.6%	82.9%

5. 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

利子補給に係るもの	— 千円
P F I に係るもの	— 千円

6. 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費逐次繰越額 (一般会計)	— 千円
繰越明許費 (一般会計)	759,396 千円
事故繰越額 (一般会計)	— 千円

7. 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

土地	237,436 千円
----	------------

8. 区分基準（修繕費支弁基準）

修繕費のうち資本的支出とする金額の判断基準について区分基準を規定しており、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱っております。

9. 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

— 千円

10. 基金借入金（繰替運用）の残高

××基金の繰替運用の資金額 — 円

11. 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、市において不足額を補てんするため発行する地方債のことであります。

臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

貸借対照表計上の地方債当期末残高23,536,930千円のうち、臨時財政対策債の当期末残高は7,757,324千円となっております。

12. 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

20,933,996 千円

13. 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

イ. 一般会計等に係る地方債の現在高	23,316,930 千円
ロ. 債務負担行為に基づく支出予定額	91,883 千円
ハ. 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	6,599,657 千円
ニ. 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	8,136,530 千円
ホ. 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,685,238 千円
ヘ. 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	5,054 千円
ト. 連結実質赤字額	— 千円
チ. 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	— 千円

額

リ. 地方債の償還額等に充当可能な基金	6,339,321 千円
ヌ. 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	4,226,110 千円
ル. 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額 に算入されることが見込まれる額	20,933,996 千円

14. 地方自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

— 千円

15. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には本市が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が整数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。

本市の場合、残高が負数となっていることから、余剰ではなく不足していることを意味します。

- ① 固定資産等形成分は、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。
- ② 余剰分（不足分）は、純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

16. 基礎的財政収支

業務活動収支	634,831 千円
支払利息支出	185,597 千円
投資活動収支	▲1,622,062 千円
基礎的財政収支	▲801,634 千円

17. 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

地方自治法第 233 条の規定に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（市営分譲住宅特別会計）の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,640,601 千円	20,550,230 千円
会計の範囲の相違に伴う差額	41,569 千円	41,236 千円
繰越金に伴う差額	▲561,535 千円	千円
資金収支計算書	21,120,635 千円	20,591,465 千円

18. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	634,831 千円
減価償却費	▲1,339,928 千円
減損損失	－ 千円
徴収不能引当金の増減額	1,072 千円
退職手当引当金の増減額	▲67,544 千円
賞与引当金の増減額	▲11,340 千円
未収金の増減額	1,664 千円
固定資産除売却損益	▲113,807 千円
資本的国県等補助金等	628,166 千円
未払費用の増減額	－ 千円
その他の資産・負債の増減額	5,185 千円
純資産変動計算書の本年度差額	▲261,701 千円

19. 一時借入金に関する情報

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれておりません。

一時借入金の限度額は 1,000,000 千円です。

20. 重要な非資金取引

減価償却費	1,339,928 千円
賞与引当金	176,658 千円
退職手当引当金	1,890,051 千円
徴収不能引当金	10,343 千円